五　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件　二七　五

○農林水産省、環境省

一　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件　九　五

○経済産業省

七七　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件　二　100　一

七八　輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件　一四　三

七九　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項の規定に基づき、特定社会基盤事業者を指定する件　一四　七

八〇　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する告示　二六　二

八一　工業用水道料金算定要領の一部を改正する告示　三〇　三

八二　石油卸売業・燃料小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示　三〇　119　二九〇

八三　学習塾業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示　三〇　119　二九一

八四　中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項各号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示の一部を改正する告示　三〇　119　二九一

八五　中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項の規定に基づく経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件等に関する告示　三〇　119　二九二

八六　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正した件　三〇　119　二九三

○国土交通省

三五〇　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件　一　五　八　九

三五一　船舶安全法施行規則第二条第二項第六号の水域を指定する件　一　五　八　九

三五二　航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示の一部を改正する告示　二　二

三五三　水先人に免許を与えた件　二

三五四　特定社会基盤事業者を指定した件　二　九

三五五　地理空間情報活用推進基本法第十六条第一項の規定に基づく地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準の一部を改正する告示　七　五

三五六―三六一　砂防法第二条の土地を指定する件　七　六

三六二　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　七　六

三六三　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　七　六

三六四　都市計画法施行規則の規定により登録講習機関として登録を更新した件　九　六

三六五　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件　九　六

三六六　建築士法施行規則第十七条の十八の規定に基づき国土交通大臣が定める要件等の一部を改正する告示　一二　六

三六七　都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件　一二　四

三六八―三七一　砂防法第二条の土地を指定する件　一二　五

三七二　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　一二　六

三七三　平成十二年建設省告示第千八百十二号の一部を改正する件　一三　105　一

三七四　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一四　七

三七五　鳥取空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　一四　106　六九

三七六　航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示等の一部を改正する告示　一五　107　二六

三七七　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　一五　107　三〇

三七八　奥尻空港の施設について告示した事項に変更があった件　一五　107　三一

三七九　多良間空港の施設について告示した事項に変更があった件　一五　107　三一

三八〇　砂防法第二条の土地を指定する件　一六　五

三八一　船舶安全法第二十五条の七十において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　一六　七

三八二　船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録を更新した件　一六　八

三八三　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　一六　八

三八四　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　一六　八

三八五　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件　一六　八